

規約及び諸規程の一部改正について（案）

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議の規約及び諸規程の一部を改正することとしたい。

1. 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約

(1) 改正理由

国の制度改正により、関係箇所を整備するため。

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり。

2. 諸規程

(1) 改正する規程

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程

(2) 改正理由

国の制度改正により、関係箇所を整備するため。

(3) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約</p> <p>平成16年 4月 8日制定</p> <p>平成17年 4月18日一部改正</p> <p>平成19年 3月27日一部改正</p> <p>平成19年 6月18日一部改正</p> <p>平成19年12月25日一部改正</p> <p>平成20年 6月20日一部改正</p> <p>平成21年 3月27日一部改正</p> <p>平成21年 6月16日一部改正</p> <p>平成22年 5月12日一部改正</p> <p>平成23年 5月23日一部改正</p> <p>平成24年 3月21日一部改正</p> <p>平成25年 3月14日一部改正</p> <p>平成26年 3月12日一部改正</p> <p>平成26年12月17日一部改正</p> <p>平成27年 1月21日一部改正</p> <p>平成27年 7月 7日一部改正</p> <p>平成28年 6月14日一部改正</p> <p>平成28年 月 日一部改正</p>	<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約</p> <p>平成16年 4月 8日制定</p> <p>平成17年 4月18日一部改正</p> <p>平成19年 3月27日一部改正</p> <p>平成19年 6月18日一部改正</p> <p>平成19年12月25日一部改正</p> <p>平成20年 6月20日一部改正</p> <p>平成21年 3月27日一部改正</p> <p>平成21年 6月16日一部改正</p> <p>平成22年 5月12日一部改正</p> <p>平成23年 5月23日一部改正</p> <p>平成24年 3月21日一部改正</p> <p>平成25年 3月14日一部改正</p> <p>平成26年 3月12日一部改正</p> <p>平成26年12月17日一部改正</p> <p>平成27年 1月21日一部改正</p> <p>平成27年 7月 7日一部改正</p> <p>平成28年 6月14日一部改正</p>
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 ～ 第7章</p> <p>第8章</p> <p>第31条 この規約および第21条各号の規程に変更があった場合には、推進会議は、遅滞なく<u>東北農政局長</u>に届出なければならない。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 ～ 第7章</p> <p>第8章</p> <p>第31条 この規約および第21条各号の規程に変更があった場合には、推進会議は、遅滞なく<u>東北農政局福島支局長</u>に届出なければならない。</p>

改正後

(事業終了後の場合の残余財産の処分)

第32条 (略)

第9章 雑則

第33条 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (平成28年 月 日議決)

この規約は、平成28年 月 日から施行する。

現行

(事業終了後の場合の残余財産の処分)

第32条 (略)

第9章 雑則

第33条 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則 (略)

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程</p> <p>平成16年 4月 8日制定</p> <p>平成16年 8月28日一部改正</p> <p>平成17年 4月18日一部改正</p> <p>平成19年 1月10日一部改正</p> <p>平成19年 3月27日一部改正</p> <p>平成19年 6月18日一部改正</p> <p>平成20年 3月26日一部改正</p> <p>平成20年 6月20日一部改正</p> <p>平成21年 3月27日一部改正</p> <p>平成21年 6月16日一部改正</p> <p>平成22年 5月12日一部改正</p> <p>平成23年 5月23日一部改正</p> <p>平成24年 3月21日一部改正</p> <p>平成25年 3月14日一部改正</p> <p>平成26年 3月12日一部改正</p> <p>平成27年 1月21日一部改正</p> <p>平成27年 7月 7日一部改正</p> <p>平成28年 6月14日一部改正</p> <p>平成28年 月 日一部改正</p>	<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程</p> <p>平成16年 4月 8日制定</p> <p>平成16年 8月28日一部改正</p> <p>平成17年 4月18日一部改正</p> <p>平成19年 1月10日一部改正</p> <p>平成19年 3月27日一部改正</p> <p>平成19年 6月18日一部改正</p> <p>平成20年 3月26日一部改正</p> <p>平成20年 6月20日一部改正</p> <p>平成21年 3月27日一部改正</p> <p>平成21年 6月16日一部改正</p> <p>平成22年 5月12日一部改正</p> <p>平成23年 5月23日一部改正</p> <p>平成24年 3月21日一部改正</p> <p>平成25年 3月14日一部改正</p> <p>平成26年 3月12日一部改正</p> <p>平成27年 1月21日一部改正</p> <p>平成27年 7月 7日一部改正</p> <p>平成28年 6月14日一部改正</p>
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 推進会議の会計業務に関しては、福島県農産振興事業補助金 交付要綱(平成16年4月1日付け16生流第2号農林水産部長通</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 推進会議の会計業務に関しては、福島県農産振興事業補助金 交付要綱(平成16年4月1日付け16生流第2号農林水産部長通</p>

議案第4号(参考)

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約

平成16年	4月	8日	制定
平成17年	4月	18日	一部改正
平成19年	3月	27日	一部改正
平成19年	6月	18日	一部改正
平成19年	12月	25日	一部改正
平成20年	6月	20日	一部改正
平成21年	3月	27日	一部改正
平成21年	6月	16日	一部改正
平成22年	5月	12日	一部改正
平成23年	5月	23日	一部改正
平成24年	3月	21日	一部改正
平成25年	3月	14日	一部改正
平成26年	3月	12日	一部改正
平成26年	12月	17日	一部改正
平成27年	1月	21日	一部改正
平成27年	7月	7日	一部改正
平成28年	6月	14日	一部改正

目次

第1章	総則(第1条-第4条)
第2章	会員等(第5条-第8条)
第3章	役員等(第9条-第12条)
第4章	総会(第13条-第19条)
第5章	事務局等(第20条-第22条)
第6章	専門部会(第23条-第24条)
第7章	会計(第25条-第30条)
第8章	規約の変更、解散及び残余財産の処分(第31条-第32条)
第9章	雑則(第33条)
	附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会の名称は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議(以下「推進会議」という。)とする。

(事務局)

第2条 推進会議は、主たる事務局を福島市飯坂町平野字三枚長1番地1に、従たる事務局を県内に7箇所置く。

(目的)

第3条 推進会議は、行政と農業者団体等との連携を図り、戦略作物の生産振興、地域における需要に応じた米の生産の推進、水田農業改革の推進、経営所得安定対策等の推進その他地域農業の振興等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策の推進に関すること。
- (2) 地域農業再生協議会の指導に関すること。
- (3) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。

2 推進会議は、前項第1号及び第3号に関する事務の一部を、会長が別に定める団体に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(推進会議の会員)

第5条 推進会議は、次に掲げるものをもって構成する。

福島県 福島県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会福島県本部 福島県米穀肥料協同組合 福島県米麦事業協同組合 福島第一食糧卸協同組合 福島県市長会 福島県町村会 福島県担い手育成総合支援協議会 福島県耕作放棄地対策協議会 公益財団法人福島県農業振興公社（農地中間管理機構）

(届出)

第6条 会員は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、遅滞なく推進会議にその旨を届け出なければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を推進会議に届出なければならない。

2 会員が解散した時は、退会したものとみなす。

(除名)

第8条 推進会議は、会員が推進会議の会員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、推進会議は、その総会の開催の日の7日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第9条 推進会議に次の各号に掲げる役員を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって

充てる。

- (1) 会長 福島県農業協同組合中央会常務理事
 - (2) 副会長 福島県農林水産部長
 - (3) 監事 福島県市長会事務局長及び福島県町村会事務局長
- 2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 会長は推進会議を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して推進会議の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 推進会議の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員解任)

第11条 推進会議は、役員が推進会議の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、推進会議は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 推進会議の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第10条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定による請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって会員に通知してしなければならない。ただし、会員全員の同意があり、かつ会議の目的たる事項が第17条第4号又は第5号に掲げるものでないときは、招集の手続を経ないで総会を開催することができる。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表を行う。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された会議の目的たる事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項であって第17条第4号又は第5号に該当しないものにあつては、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他推進黨議の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) この規約の変更
- (2) 業務方法書の変更
- (3) 推進黨議の解散
- (4) 会員の除名
- (5) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された会議の目的たる事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに推進黨議に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を推進黨議に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、主たる事務局に備え付けておかなければならない。

第 5 章 事務局等

（事務局）

第 20 条 総会の決定に基づき推進会議の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局の構成は次に掲げるとおりとする。

- (1) 福島県
- (2) 福島県農業協同組合中央会
- (3) 全国農業協同組合連合会福島県本部
- (4) 福島県米穀肥料協同組合
- (5) 福島県米麦事業協同組合
- (6) 福島第一食糧卸協同組合
- (7) 福島県担い手育成総合支援協議会
- (8) 福島県耕作放棄地対策協議会

3 前項各号の事務局の構成団体には、各事務の区分ごとに責任者を置く。

4 推進会議は、業務の適正な執行のため事務局長を置き、福島県農業協同組合中央会農業対策部長をもって充てる。

5 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。

（業務の執行）

第 21 条 推進会議の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次に掲げる規程による。

- (1) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程
- (2) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）
- (3) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程
- (4) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議公印取扱規程
- (5) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議内部監査実施規程
- (6) その他必要な規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 22 条 推進会議は、主たる事務局に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) この規約及び前条各号の規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号の規程に基づく書類及び帳簿

第 6 章 専門部会

(専門部会の設置)

第 23 条 推進会議は、第 3 条及び第 4 条第 1 項第 3 号にもとづく水田を活用した作物の産地確立の推進をはかるため、総会の決議により専門部会を設置することができるものとする。

(専門部会の構成と運営)

第 24 条 各専門部会の構成及び運営方法については、会長が別に定める専門部会設置要領で定めるものとする。

- 2 専門部会は、その目的達成のために必要な場合には、推進会議会員以外も構成員となることができるものとする。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 25 条 推進会議の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 26 条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金
- (2) 負担金
- (3) 前年度繰越金
- (4) その他の収入

(資金の取扱い)

第 27 条 推進会議の資金は、資金の種類ごとに区分経理することとし、その取扱方法は業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 28 条 推進会議の事務に要する経費は、第 26 条各号に掲げる資金をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 推進会議の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(予算の繰越し)

第 29 条の 2 資金の種類が負担金であるもののうち、年度内に支払義務が生じなかったものがあるときは、会計処理規程で定めることにより、その額の一部又は全部を翌年度に繰り越して使用することができる。

(暫定予算等)

第 29 条の 3 会長は、必要に応じて、推進会議の一事業年度のうち一定期間に係る暫定事業計画及び暫定予算を定め、執行することができる。

- 2 前項の暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、当該年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(監査等)

第 30 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第 1 項の書類及び監査報告書について、総会の承認を得た後、これを主たる事務局に備え付けておかなければならない。

第 8 章 規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第 31 条 この規約および第 2 1 条各号の規程に変更があった場合には、推進会議は、遅滞なく東北農政局福島支局長に届出なければならない。

(事業終了後の場合の残余財産の処分)

第 32 条 第 4 条第 1 項第 1 号の事業が終了した場合及び推進会議が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合、第 4 条第 1 項第 1 号の事業については福島県知事に、その他の国費相当額については実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより東北農政局長に、それぞれ返還する。

- 2 推進会議の資金のうち、第 2 9 条の 2 に基づき繰り越す額を超える負担金については、各負担者の負担割合に応じて精算するものとする。
- 3 前 2 項以外の残余財産については、総会の議決を経て推進会議の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第 9 章 雑則

第 33 条 この規約に定めるもののほか、推進会議の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月8日から施行する。
- 2 推進会議の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則（平成17年4月18日議決）

- 1 この規約は、平成17年4月18日から施行する。
- 2 推進会議の平成17年度の事業計画及び収支予算は、改正前の第29条の規定にかかわらず、平成17年度第1回臨時総会の定めるところによる。

附 則（平成19年3月27日議決）

この規約は、東北農政局の承認を受けた日から施行する。

附 則（平成19年6月18日議決）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日議決）

この規約は、平成19年7月25日から施行する。

附 則（平成20年6月20日議決）

この規約は、平成20年6月20日から施行する。

附 則（平成21年3月27日議決）

この規約は、平成21年3月27日から施行する。

附 則（平成21年6月16日）

この規約は、平成21年6月16日から施行する。

附 則（平成22年5月12日）

- 1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。

附 則（平成23年5月23日）

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 地域水田農業活性化緊急対策実施要綱に係る取組及び平成22年度以前に行われた水田農業構造改革対策実施要綱等に係る取組については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月21日）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日）

- 1 この規約は、平成25年3月14日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、平成25年4月1日より施行する。
- 2 第3条中及び第4条中「農業者戸別所得補償制度」を「経営所得安定対策」に改める。
- 3 第26条中「水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金」を「水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金」に改める。

附 則（平成26年3月12日）

この規約は、平成26年3月12日から施行する。

附 則（平成26年12月17日）

この規約は、平成26年12月17日から施行する。

附 則（平成27年 1月21日）

この規約は、平成27年 1月21日から施行する。

附 則（平成27年 7月 7日）

この規約は、平成27年 7月 7日から施行する。

附 則（平成28年 6月14日）

この規約は、平成28年 6月14日から施行する。

議案第4号(参考)

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程

平成16年4月 8日制定
平成16年8月28日一部改正
平成17年4月18日一部改正
平成19年1月10日一部改正
平成19年3月27日一部改正
平成19年6月18日一部改正
平成20年3月26日一部改正
平成20年6月20日一部改正
平成21年3月27日一部改正
平成21年6月16日一部改正
平成22年5月12日一部改正
平成23年5月23日一部改正
平成24年3月21日一部改正
平成25年3月14日一部改正
平成26年3月12日一部改正
平成27年1月21日一部改正
平成27年7月 7日一部改正
平成28年6月14日一部改正

目次

- 第1章 総則(第1条-第9条)
- 第2章 勘定科目及び会計帳簿類(第10条-第15条)
- 第3章 予算(第16条-第19条)
- 第4章 出納(第20条-第27条)
- 第5章 物品(第28条-第31条)
- 第6章 決算(第32条-第36条)
- 第7章 雑則(第37条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議(以下「推進会議」とい

う。)の会計の処理に関する基準を確立して、推進会議の業務の適正かつ能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 推進会議の会計業務に関しては、福島県農産振興事業補助金交付要綱(平成16年4月1日付け16生流第2号農林水産部長通知)、直接支払推進事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日付け22経営第7136号農林水産事務次官依命通知)及び福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約(以下「規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会計原則)

第3条 推進会議の会計は、次に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- (1) 推進会議の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続きは、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第4条 推進会議の会計区分は、次に掲げるとおりとし、事業年度ごとに区分して経理する。

- (1) 水田農業改革支援事業(直接支払推進事業費)補助金等会計
- 2 前項第1号の会計区分については、県からの補助金及び国費並びに負担金をそれぞれ区分経理する。
- 3 推進会議の業務遂行上必要のある場合は、第1項の会計と区分して、特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第5条 前条の会計に関する口座はふくしま未来農業協同組合に開設する。

(会計年度)

第6条 推進会議の会計年度は、規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計管理責任者)

第7条 会計事務の総合調整を図るため、会計管理責任者を置き、福島県農業協同組合中央会農業対策部長をもって充てる。

(会計事務責任者)

第8条 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程第3条に定める各事務の区分ごとに会計事務責任者を置く。

- 2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。

水田農業改革支援事業(直接支払推進事業費)補助金等	福島県農業協同組合中央会農業対策部長
---------------------------	--------------------

うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務	福島県担い手育成総合支援協議会長 (福島県農業会議事務局長)
うち福島県耕作放棄地対策協議会事務局が所掌する事務	福島県耕作放棄地対策協議会経理責任者(福島県農業会議農地・経営部長)

(帳簿書類の保存、処分)

第9条 会計に関する帳簿、伝票、書類等(第3項において「帳簿等」という。)の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算書類 5年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 5年
- (3) 証ひょう書類 5年
- (4) その他の書類 3年

2 前項の保存期間は決算完結の日から起算する。

3 帳簿等の焼却その他の処分を行う場合は、会計管理責任者の指示又は承認によって行うものとする。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 各会計区分には、収入及び支出の状況並びに財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、配列及び内容については会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次に掲げる原則に留意しなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は予算に基づいて処理しなければならない。
- (2) 収入と支出は相殺してはならない。
- (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠しなければならない。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

4 総勘定元帳及び補助簿の様式は会長が別に定める。

(会計伝票)

第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は次のとおりとし、その様式は会長が別に定める。

- (1) 入金伝票
- (2) 出金伝票
- (3) 振替伝票

3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。

4 会計伝票は作成者が押印し、会計事務責任者の承認印を受けるものとする。

5 証ひょうとは、会計伝票の正当性を立証する書類をいう。

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又は証ひょう書類に基づいて記帳しなければならない。

(帳簿の更新)

第15条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

第16条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な係数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

第16条の2 規約第29条の2の規定による予算の繰り越しは、100万円以下で会長が定める額とする。

(事業計画及び収支予算)

第17条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、総会の議決を経てこれを定める。

2 第1項の規定にかかわらず、規約第29条の3の規定による暫定事業計画及び暫定予算については、会長が専決する。

(予算の実施)

第18条 予算の執行者は会長とする。

(予算の流用)

第19条 予算は定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第20条 この規程において金銭とは現金及び預貯金をいい、現金とは通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第21条 会計処理担当者は、金銭の出納及び保管を厳正確実にを行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、第13条の規定による会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第 22 条 金銭を収納したときは、会長が別に定める領収証用紙による領収証を発行しなければならない。

2 入金先の要求その他の事由より、前項の領収証用紙によらない領収証を発行する必要があるときは、会計管理責任者の承認を得てこれを行う。

3 銀行振込入金の場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しない。

(支払方法)

第 23 条 会計処理担当者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取り引きを証する書類に基づき、会計事務責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、銀行振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたいとして会計事務責任者が認めた場合は、この限りでない。

(支払期日)

第 24 条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについてはこの限りではない。

(領収証の徴収)

第 25 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 銀行振込みの方法により支払を行うときは、取扱銀行の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預金等の保管)

第 26 条 預貯金証書等については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けするものとする。

(金銭の過不足)

第 27 条 金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく会計管理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第 5 章 物品

(物品の定義)

第 28 条 物品とは、消耗品並びに耐用年数 1 年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第 29 条 物品の購入については、稟議書に見積書を添付して、会計管理責任者を経て会長の決裁をうけなければならない。ただし、1 件の購入金額が 20 万円未満のときは、事務局長が専決することができる。

(物品の照合)

第 30 条 会計処理担当者は、器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、そのき損、滅失又は移動があった場合は、会計事

務責任者に通知しなければならない。

2 会計事務責任者は、器具及び備品について、毎事業年度1回以上現物照合し、差異がある場合は、所定の手続きを経て、台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第31条 推進会議の運営に必要な経費であつて、会議費等軽微なものの支出については、第29条ただし書の規定を準用する。

第6章 決算

(決算の目的)

第32条 決算は一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、年度末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第33条 決算は毎半期末の半期決算と毎年3月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第34条 会計管理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次に掲げる計算書類を作成して翌月の15日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

(1) 合計残高試算表

(2) 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

第35条 会計管理責任者は、毎事業年度終了後速やかに当該事業年度末における決算に必要な整理を行い、次に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

(1) 収支計算書

(2) 財産目録

(決算の確定)

第36条 会長は前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて決算を確定する。

第7章 雑則

第37条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項及び会計事務の手続きについては、会長が定める。

附 則 (平成16年4月8日議決)

1 この規程は、平成16年4月8日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成16年8月28日から施行する。

2 第5条中「福島県信用農業協同組合連合会」を「新ふくしま農業協同組合」に改める。

附 則 (平成17年4月18日議決)

この規程は、平成17年4月18日から施行する。

附 則（平成19年1月10日議決）

この規程は、平成19年1月10日から施行する。

附 則（平成19年3月27日議決）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月18日議決）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日議決）

この規程は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成20年6月20日議決）

この規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則（平成21年3月27日議決）

この規程は、平成21年3月27日から施行する。

附 則（平成21年6月16日議決）

この規程は、平成21年6月16日から施行する。

附 則（平成22年5月12日議決）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。

附 則（平成23年5月23日議決）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 地域水田農業活性化緊急対策実施要綱に係る取組及び平成22年度以前に行われた水田農業構造改革対策実施要綱等に係る取組については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月21日議決）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日議決）

1 この規程は、平成25年3月14日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

2 第2条中「農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要綱」を「直接支払推進事業費補助金交付要綱」に改める。

3 第4条中及び第8条中「水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金等」を「水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金」に改める。

附 則（平成26年3月12日議決）

この規程は、平成26年3月12日から施行する。

附 則（平成27年1月21日議決）

この規程は、稲作農業の体質強化緊急対策事業推進費補助金交付要綱（仮称）の施行通知日をもって施行するものとし、併せて第2条の「稲作農業の体質強化緊急対策事業推進

費補助金交付要綱（平成27年2月3日付け26生産第2687号）」等の関係する表記を修正する。

附 則（平成27年7月7日議決）

この規程は、平成27年7月7日から施行する。

附 則（平成28年6月14日議決）

この規程は、平成28年6月14日から施行する。